

平成25年11月28日

平成25年第6回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第60号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例について	1
議案第61号	教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について	3
議案第62号	特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第63号	宮代町社会教育委員設置条例及び宮代町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	7
議案第64号	宮代町住居表示に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第65号	宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	12
議案第66号	宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について	14
議案第67号	宮代町下水道条例の一部を改正する条例について	16
議案第68号	宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について	19
議案第69号	宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第70号	宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第71号	指定管理者の指定について	25
議案第72号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	26
議案第73号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	27
議案第74号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	28
議案第75号	平成25年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について	29
議案第76号	平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	30
議案第77号	平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	31

議案番号	件名	頁
議案第78号	平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	32
議案第79号	平成25年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	33

議案第60号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例について
町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

町長及び副町長の給与を減額するため、町長及び副町長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 町長及び副町長の給料月額、町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）第3条の規定にかかわらず、町長にあつては同条第1号に定める給料月額からその100分の20に相当する額を減じた額、副町長にあつては同条第2号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「町長等が受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

(平成25年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第3条 平成25年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、町長及び副町長の給与等に関する条例第6条の規定により算出される12月期末手当の額から、町長及び副町長の給与等に関する条例第3条に規定する給料月額に基づき算出された平成25年10月17日から同年11月30日までにおける期間の給料の合計額から同期間において第1条の規定を適用したものとみなし算出された給料の合計額を減じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

議案第61号

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について
教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

教育委員会教育長の給与を減額するため、教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 教育長の給料月額、教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「教育長が受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

(平成25年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第3条 平成25年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条の規定により算出される12月期末手当の額から、教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条に規定する給料月額に基づき算出された平成25年10月17日から同年11月30日までににおける期間の給料の合計額から同期間において第1条の規定を適用したものとみなし算出された給料の合計額を減じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

議案第62号

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

特別職職員の名称変更並びに学童保育指導員、子育て指導員及び学校用務補助員の報酬月額改定のため、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）
の一部を次のように改正する。

別表3 その他の特別職の表中「経営戦略会議」を「自治体経営会議」に、

「

学童保育指導員	月額 140,000円	
子育て指導員	月額 136,000円	
学校用務補助員	月額 129,000円	

」を

「

学童保育指導員	月額 141,000円	
子育て指導員	月額 137,000円	
学校用務補助員	月額 132,000円	

」に

改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、「経営戦略会議」を「自治体経営会議」に改める部分は、公布の日から施行する。

議案第63号

宮代町社会教育委員設置条例及び宮代町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

宮代町社会教育委員設置条例及び宮代町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

社会教育法の一部改正に伴い、宮代町社会教育委員設置条例及び宮代町公民館設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町社会教育委員設置条例及び宮代町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(宮代町社会教育委員設置条例の一部改正)

第1条 宮代町社会教育委員設置条例（昭和32年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）の中から委嘱し、その任期は2年とする。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

(宮代町公民館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 宮代町公民館設置及び管理条例（平成18年宮代町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）の中から委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第64号

宮代町住居表示に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町住居表示に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

住居表示に関する法律に定める住居表示台帳等の写しの交付等に係る手続等について定める等、宮代町住居表示に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町住居表示に関する条例の一部を改正する条例

宮代町住居表示に関する条例（昭和39年宮代町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和37年法律第119号」の次に「。以下「法」という。」を、「規定に基づき」の次に「定める事項その他」を加える。

第2条中「街区の区域にあらたに画し」を「街区の区域を新たに画し」に改める。

第3条第1項中「建物その他の工作物として、町長が別に定めるものを新築した者」を「建物その他の工作物として規則で定めるもの（以下「建築物等」という。）を新築し、移転し、除去し、若しくは滅失し、又は建築物等の主要な出入口若しくはそれへの通路を新設し、変更し、若しくは廃止した場合は、当該建築物等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）」に改め、同条第2項中「建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者」を「所有者等」に、「建物その他の工作物」を「建築物等」に改め、同条第3項中「申出があったときは」を「申出があったとき」に、「又は実態調査等」を「、又は実態調査等」に改め、同条第4項中「つけ」を「付け」に改める。

第4条第1項中「建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、町長が別に定める」を「所有者等は、規則で定める」に改め、同項各号中「建物その他の工作物」を「建築物等」に改め、同条第2項中「町長が別に定める場合を除き、別記様式によらなければならない」を「規則で定める」に改める。

第5条中「住居表示」を「住居の表示」に、「町長が別に」を「規則で」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（住居表示台帳等の写しの閲覧又は交付請求）

第5条 何人も、規則で定めるところにより、法第9条第1項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）並びに第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る書類（以下「届出書等」という。）の写しの閲覧又は交付を請求することができる。

2 町長は、届出書等の一部に宮代町情報公開条例（平成11年宮代町条例第16号）第7条に規定する非公開情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該届出書等の写しを閲覧させ、又は交付するものとする。

（手数料）

第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳又は届出書等の写しの閲覧若しくは交付を請求する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 住居表示台帳の写しの閲覧 1街区につき 300円
- (2) 住居表示台帳の写しの交付 1街区につき 300円
- (3) 届出書等の写しの閲覧 1件につき 300円
- (4) 届出書等の写しの交付 1件につき 300円

2 手数料は前納とする。

3 既納の手数料は還付しない。ただし、町長が特に還付する必要があると認め

るときは、この限りでない。

4 第1項第2号又は第4号の交付を送付により求める場合は、当該各号に規定する手数料のほかに送付のために要する費用を負担しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。

(1) 国又は地方公共団体等の官公署から事務上の必要につき請求があったとき。

(2) 規則で定める関係人から第1項第1号又は第3号の請求があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に免除する必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮代町住居表示に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の請求について適用する。

議案第65号

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、宮代町水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項、第24条及び第27条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（料金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の宮代町水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日前から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第66号

宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例

宮代町水道分担金徴収条例（平成9年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町水道分担金徴収条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）第6条の規定による申込みのあったものについて適用し、同日前に宮代町水道事業給水条例第6条の規定による申込みのあったものについては、なお従前の例による。

議案第67号

宮代町下水道条例の一部を改正する条例について
宮代町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、宮代町下水道条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町下水道条例の一部を改正する条例

宮代町下水道条例（平成4年宮代町条例第19号）の一部を次のように改正する。
第16条第1項を次のように改める。

（使用料の算定方法）

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定し、基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

使用料金算定表（2箇月につき）				
料金 区分	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）	
	汚水排除量	料金	汚水排除量	料金
一般汚水	20立方メートルまで	1,524円	20立方メートルを超え40立方メートルまで	95円
			40立方メートルを超え70立方メートルまで	105円
			70立方メートルを超え100立方メートルまで	114円
			100立方メートルを超え400立方メートルまで	133円
			400立方メートルを超え1000立方メートルまで	152円
			1000立方メートルを超えるもの	171円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		57円	

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第16条の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日前から平成26年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である下水道の使用にあたっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて

計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第68号

宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

宮代町農業集落排水処理施設条例（平成17年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

（使用料の徴収）

第15条 町長は、使用者から別表の区分に応じ、基本料金及び人数割料金の合計額に100分の108を乗じて得た額を使用料として徴収する。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

別表を次のように改める。

別表(第15条関係)

区分	基本料金 (1世帯当たりの月額)	人数割料金 (1人当たりの月額)
一般住宅	1,905円	286円
併用住宅	1,905円	286円
事業所等	1,905円	286円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日前から平成26年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である下水道の使用にあたっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第69号

宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例
について

宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴い、宮代町農業集落排水事業の受益
者分担金に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号
の規定により、この案を提出するものである。

宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例
宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例（平成17年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第70号

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

大規模災害からの復興に関する法律の公布に伴い、宮代町災害派遣手当等の支給
に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に
より、この案を提出するものである。

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年宮代町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「場合を含む。）」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
学童保育所かえで第一児童クラブ	宮代町大字須賀1426番地1
学童保育所かえで第二児童クラブ	宮代町大字須賀1425番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団体の名称 特定非営利活動法人 宮代町かえで児童クラブ

団体の所在地 宮代町大字須賀1426番地1 須賀中学校内

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

かえで第一児童クラブ及びかえで第二児童クラブの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸1丁目9番1号
- 2 氏 名 折 原 正 司
- 3 生年月日 昭和15年7月30日
平成25年11月28日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

現公平委員会委員である折原正司氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代3丁目2番11号
- 2 氏 名 布目かよ子
- 3 生年月日 昭和40年3月1日
平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

新たに、布目かよ子氏を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第74号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字中島81番地
- 2 氏 名 深井美智子
- 3 生年月日 昭和35年10月1日
平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

新たに、深井美智子氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第75号

平成25年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について
平成25年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。
平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

前年度の事業実績に基づく清算の他、国県補助金・交付金の新規採択、額の確定、各種事業の実績等に伴い平成25年度宮代町一般会計予算に2,079万2,000円を追加し、総額を90億4,462万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第76号

平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

保険給付費の増額により、平成25年度宮代町国民健康保険特別会計予算に2,788万8,000円を追加し、総額を42億5,175万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第77号

平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成25年度宮代町介護保険特別会計予算に、債務負担行為の追加補正として高齢者等介護用品支給事業他4事業を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第78号

平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に、債務負担行為の追加補正として農排汚泥運搬業務委託契約を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第79号

平成25年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について
平成25年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成25年11月28日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

原水及び浄水費の動力費に不足額が生じるため、平成25年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を404万8,000円増額し、総額を6億5,068万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。